

税資料確認についてよくある質問(Q&A)



Q：なぜこの通知が届いたのですか？

A：市町村民税は令和6年1月1日時点にお住まいの自治体にて市民税が決定されますが、令和6年7月時点で税情報が確認できていない方に通知を送付していますので、下記のとおり、税情報が確認できる書類のご提出をお願いします。

<令和6年1月1日時点で宇都宮市民でなかった方>

宇都宮市では、課税の状況が確認できませんので、「令和6年度市(町村)・(都道府)県民税特別(普通)徴収税額決定通知書」がお手元があればその写しをご提出ください。お手元がない場合には、当時お住まいだった自治体にお問い合わせいただき、「課税(非課税)証明書」を取得してご提出ください。

<令和6年1月1日時点で宇都宮市民である方>

税の申告がお済みでない可能性がありますので、宇都宮税務署に所得税の確定申告をするか、宇都宮市役所市民税課で市民税・県民税の申告を行い、「令和6年度市町村・都道府県民税申告書(控)」の写し、または「令和6年度市町村・都道府県民税 課税(非課税)証明書」のいずれかをご提出ください。

Q：提出は郵送や地区市民センターでも対応できますか？

A：税資料の内容に不足や取得年度の誤りがないかを確認するため、原則として保育課(宇都宮市役所本庁舎2階D9番窓口)での受付となります。

なお、やむを得ず郵送する場合には簡易書留等の発送状況が確認できるもので、『保育課入所・給付グループ宛』に送付してください。届き次第内容を確認し、不備等があれば連絡いたしますので、必ずご連絡先を明記してください。

Q：課税(非課税)証明書はどうやって取得できますか？

A：自治体によって異なるため、詳細については令和6年1月1日時点でお住まいだった自治体へお問い合わせください。

宇都宮市の場合、税制課(宇都宮市役所本庁舎2階C8番窓口)、各地区市民センター・各出張所が税証明書の交付窓口となっています。なお、現年度の「課税(非課税)証明書」はコンビニエンスストアのキオスク端末(マルチコピー機)でも取得できるほか、郵送申請による交付も行っています。

詳しくは【市税に関する証明・閲覧】をご覧ください。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/zeikin/shomei/1003653.html>



Q：源泉徴収票で確認できますか？

A：給与収入ではなく、市民税額で算定するため、源泉徴収票では確認できません。

Q：令和6年度の市民税は、いつの収入が反映されているものですか？

A：令和5年1月から令和5年12月までの収入が反映されています。

Q：海外在住していたため、国内での税情報が取得できない場合はどんな書類が必要ですか？

A：令和5年1月から令和5年12月までの給与明細など、収入がわかるものを全て提出してください。

Q：以前提出をしましたが、もう一度提出が必要ですか？

A：令和6年9月以降の保育料や副食費免除の決定は、令和6年度の市民税額を基に算定しますので、令和6年度の税資料の提出が必要となります。

Q：必ず提出しなければなりませんか？期限内に提出できない場合はどうなりますか？

A：＜保育料算定に伴う税資料の提出について＞

保育料算定に必要ですので、必ずご提出をお願いします。

もし、提出が間に合わない場合、保育料を仮額（40,000～41,000円）で決定し、税資料の確認が出来次第、令和6年9月に遡って保育料を更正します。その場合、保育料が上がる場合は差額分を一括請求、下がる場合は差額分を還付します。

＜副食費免除等の確認に伴う税資料の提出について＞

ご提出がない場合は、副食費を請求することになります。

※ご提出いただいた税資料に基づき副食費免除を審査しますので、税額(目安は年収360万円未満相当世帯)によっては免除対象とならないこともあります。

もし、提出が間に合わない場合、副食費を請求させていただきますが、税資料の提出により免除対象であることが確認できた場合には、令和6年9月に遡って副食費を免除します。ただし、税資料の提出が遅くなった場合には、免除対象とならないことがありますので、お早めのご提出をお願いいたします。

Q：保育料の更正通知、又は副食費免除通知は届きますか？

A：税資料を確認後、変更があった場合には、郵送にて通知をします。

保育料の仮額と同じ場合や、副食費免除とならない場合には通知はありません。

Q：「税資料の提出について」の通知が複数枚届きましたが、税資料も複数枚提出が必要ですか。

A：兄弟姉妹が保育所等に在籍している場合、「保育料算定」や「副食費免除等の確認」に係る「税資料の提出」の通知がそれぞれのお子様の分、届く場合がありますが、税資料については、各世帯から1部ご提出いただければ問題ありません。